

令和4年1月14日

社会福祉法人 飛鳥学院 行動計画

全ての従業員が仕事に、その能力を十分に発揮できるようにするため、女性労働者の更なる活躍場所の提供、また年次有給休暇を更に有意義に取得促進できるように下記の通り行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日

2. 内容

目標 1. 女性労働者の平均勤続年数を現在の 10.7 年から 12 年に引き上げる

対策

1. 令和4年4月 全労働者への産前産後休暇および育児休業制度の周知・徹底
2. 令和4年8月 育児と仕事の両立にあたり法人内の保育所・家庭支援センター等の経営資源を有効活用することで女性の離職を防止する。
3. 令和4年9月 育児休暇等の復職者に対し衛生委員による面談を年2回開催する

目標 2. 有給休暇を最低年 6 日以上取得できるよう勧める。

但し、週 2 日以下就労の職員については付与される有給休暇が 5 日未満の場合、3 分の 2 以上の休暇取得を勧める。

対策

1. 令和4年4月 全職員への周知・伝達。
令和5年5月 職員より休暇予定日を聴取及び検討。
令和5年5月 随時取得させる。

以上